

伯耆町農業経営改善計画認定要領

(目的)

第1条 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定に当たっては、法、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）の定めによるほか、この要領に基づいて行う。

(認定要件)

第2条 認定を受けようとする農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 伯耆町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らし適切なものであること。
- (2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (3) 農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。
- (4) その他基本要綱で定める基準に適合するものであること。

(認定の申請)

第3条 経営改善計画の認定を申請する者（以下「認定申請者」という。）の要件は、伯耆町内において農業経営を営み、又は営もうとする者であり、経営改善計画を作成して認定を受けることを希望するものとする。

2 次に掲げる全ての事項が確認できる場合は、複数の者による経営改善計画の認定の共同申請を認めるものとする。

- (1) 認定申請者が、全て同一の世帯（住居及び生計を同じくする親族の集団）に属する者又はかつて同一の世帯に属していた者（その配偶者を含む。）であること。
- (2) 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該認定申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該認定申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。
- (3) 前号の当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

3 認定申請者は、農業経営改善計画認定申請書（様式第1号）を町長に提出する。

(農業経営改善計画認定審査会)

第4条 町長は第2条に規定する要件を審査するため、伯耆町農業経営改善計画認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 伯耆町農業委員会委員
- (2) 伯耆町農業委員会事務局職員
- (3) 伯耆町産業課職員
- (4) 鳥取県西部総合事務所農林局農林業振興課職員
- (5) 鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所職員
- (6) 鳥取西部農業協同組合職員
- (7) その他町長が必要と認めた者

3 審査会の招集、運営及び会務は産業課が行うものとする。

4 審査会では原則としてより実態に即した意見を徴取するため、認定申請者の面談を実施する。

5 緊急を要する場合又は審査会において意見を徴取する必要があると町長が認めた場合には、文書の持ち回りによる回議による意見徴取に替えることができる。

(認定の手順)

第5条 町長は、審査会の協議内容を踏まえて経営改善計画の適否を決定し、当該認定申請者にその結果を通知するものとする。

2 町長は、経営改善計画を認定した場合は、農業経営改善計画認定書(様式第2号)を交付するものとする。併せて、審査会を構成する関係機関に農業経営改善計画認定書の写しを添付の上、通知する。

3 認定の有効期間は、認定日から起算して5年間とする。

(農業経営改善計画の変更等)

第6条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)が当該認定を受けた経営改善計画を変更しようとする場合は、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第3条第3項中「農業経営改善計画認定申請書(様式第1号)」とあるのは、「農業経営改善計画認定申請書(様式第1号)及び農業経営改善計画認定申請書(変更)(様式第3号)」と、第5条第2項中「農業経営改善計画認定書(様式第2号)」とあるのは「農業経営改善計画認定書(変更)(様式第3号)」と読み替えるものとする。

2 変更後の農業経営改善計画の認定の有効期間は、変更前の有効期間とする。

(農業経営改善計画認定の取消し等)

第7条 町長は第5条の認定に係る経営改善計画(変更の認定があったときは、その変更後のもの。)が次に該当する場合は、その認定を取り消すことができるものとする。

(1) 第2条に掲げる要件に該当しないと認められるに至ったとき

(2) 認定農業者が当該経営改善計画に沿って必要な措置を講じていないと認めるとき(病気、災害等のやむを得ない理由の場合は除く。)

2 認定の取消しの手続きは、行政手続法(平成5年法律第88号)に配慮して行う。

(農業経営改善計画のフォローアップ)

第8条 町は、認定農業者が農業経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるため、必要な場合は第4条第2項の関係機関と連携しフォローアップを行うほか、農業経営相談所(農業経営法人化支援総合事業実施要綱(平成30年3月29日付29経営第3471号農林水産事務次官依命通知)別記第1の第1の農業相談所という。以下同じ。)その他の専門的な知識を有する者を積極的に活用することを促すものとする。

(農業経営改善計画の再認定)

第9条 町長は、認定期間を満了する認定農業者から経営意向を確認した上で、前条第1項の結果等により当該認定農業者が新たな経営改善に継続して取り組むことが見込まれると判断した場合は、新たな経営改善計画(以下「新計画」という。)の作成を促すことができる。

2 前項の当該認定農業者が新計画の認定申請をする場合は、第2条から第5条までの規定を準用する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年10月28日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

この要領は、令和3年3月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

農業経営改善計画認定書

様

あなたから 年 月 日に認定申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項（第13条第1項）の規定により、適当であると認定します。

年 月 日

鳥取県西伯郡伯耆町長

認定番号： 第 一 号

認定日： 年 月 日

認定の有効期間： 年 月 日まで

（記載注意）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して5-1のように記載する。
- 2 当初認定の場合にあつては、本文の「(第13条第1項)」は削除する。
変更認定の場合にあつては、表題の次に「(変更)」と記載する。

様式第3号（第6条関係）

農業経営改善計画認定申請書（変更）

年 月 日

伯耆町長 様

申請者住所
氏名（代表者名）

印

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定に基づき、
年 月 日 一 号で認定を受けた農業経営改善計画の変更認定を申請します。